

令和 2 年度

登米市病院事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔 2 月 3 日提出 〕

宮城県登米市

議案第 22 号

令和 2 年度登米市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度登米市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	療養病床	病床合計
	288 床	78 床	366 床
(2) 延べ患者数	入 院	外 来	
	117,142 人	204,416 人	
(3) 一日平均患者数	入 院	外 来	
	321 人	841 人	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金 100,000 千円を借り入れる。

	収 入
第 1 款 病院事業収益	7,349,296 千円
第 1 項 医業収益	6,292,876 千円
第 2 項 医業外収益	1,004,398 千円
第 3 項 特別利益	52,022 千円
	支 出
第 1 款 病院事業費用	7,781,877 千円
第 1 項 医業費用	7,523,191 千円
第 2 項 医業外費用	204,620 千円
第 3 項 特別損失	49,066 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 43,400 千円は過年度の投資返還に伴う前受金及び他会計借入金で補てんするものとする。）。

	収 入
第 1 款 資本的収入	795,391 千円
第 1 項 出資金	304,153 千円
第 2 項 企業債	240,900 千円
第 7 項 他会計負担金	250,338 千円
	支 出
第 1 款 資本的支出	838,791 千円
第 1 項 建設改良費	295,802 千円
第 3 項 投資	20,800 千円
第 4 項 償還金	522,189 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医事会計システム保守業務委託（豊里）	令和3年度から 令和7年度まで	18,194 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業	千円 165,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。
医療情報システム導入事業	75,900			
合 計	240,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,742,342千円

(2) 交 際 費 873千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、825,635千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	医療情報機器	院内ネットワークシステム	1式
	医療情報機器	医事会計システム	1式

令和2年2月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣